

問題 1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社再建において債権者から金融支援を受ける手段の一つに、リスケジュール（リスケ）がある。リスケとは、元本の年間弁済額を減額したり、弁済の据置期間を設けたりすることで、債務返済期間を繰り延べることである。通常リスケが行われる際には、金利の減免と合わせて債権者と条件の再交渉が行われることが多い。
- ② 劣後ローンは、一般に長期返済となっておりまた、金利については赤字の場合利子負担が生じない等配当に準じた金利設定が認められているなど、資本的性質があると認められると考えられる。このように、償還条件や金利等の借入条件が資本に準じた借入金は、当該借入金を資本と見做した上で債務者区分の検討を行うことになる。
- ③ 要注意先とは、金利減免、棚上げを行っているなど、貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者のことをいう。
- ④ 申立費用などの直接倒産費用および法的整理の長引きによる資産劣化などの間接倒産費用を回避することは、私的整理のメリットである。したがって、再生ならば一般的に法的整理よりも私的再生のほうが望ましいとされるが、債権放棄や金利減免や返済猶予といった債務リストラ措置を講じて企業の過剰債務を解消させねばならず、これは必ずしも容易ではない。
- ⑤ 金利減免は、経営難に陥った企業等の債務者に対する貸付金の金利を、契約よりも軽減し又は伸長することである。減免を受けられる対象債務者は、通常、再建見込みのある会社に限られ、減免幅は、金融庁の基準に従って決定される。

問題 2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 法的整理とは、裁判所の関与のもとで法律に則って倒産手続が進められるものをいう。その中でも一般的には再建型倒産法制として会社更生法及び民事再生法、清算型整理法制として破産法及び会社法上の特別清算のもとで行われる手続きをさす。私的整理とは、法的整理に基づく法的手続によらないで、債権者と債務者との合意により集团的に資産や負債を処理する総称として扱われる。
- ② 特別清算手続とは、債権者と債務者が裁判所の監督の下、協議をしながら清算を進める手続であり、破産手続に比べ、簡易かつ迅速に清算処理を進めることが出来るため、大口債権者の協力が得られやすい大企業の子会社の清算処理などに利用されている手続であって、手続終了後当該企業は解散決議を行い解散となる。
- ③ 会社再建のスキームを検討するうえで、法的整理についてはまず再建型による実施の可否を検討し、実施が困難と判断される場合に次に清算型の実施の可否を検討すべきである。
- ④ 再建型手続は、将来キャッシュフローを生むと予測される事業を存続させながら得られた収益をもとに債務の弁済を行うもので、債権者にとっては、再建期間全体で単純な清算の場合よりも、より多くの債権の回収を図ろうとする手続である。
- ⑤ 特定調停法（特定調停手続）は、会社更生法、民事再生法といった法的再建手続と並列される手続ではなく、私的整理の一つの方法として整理を容易にする制度である。

問題3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 担保権消滅請求制度は、別除権を無制限に認めると、再生債務者の財産のうち事業の継続に必要な不可欠な設備等に設定されている担保権を実行されてしまうと事業の再建が著しく困難になる可能性があるため、この場合再生債務者が当該担保権の目的財産の価格を裁判所に納付することにより、担保権者の担保権を消滅させるという制度である。
- ② 民事再生手続において担保権消滅請求をするには、法定事由を記載した書面で申立をして、裁判所の許可を得る必要がある。この決定について異議がある場合、「即時抗告」、「価額決定の請求」を行うことができる。
- ③ 担保権消滅請求制度と、滌除制度に代わって設けられた抵当権請求制度とは根拠法規は同一である。
- ④ 再生債務者等は、請求期間内に価額決定の請求がなかったとき、又は価額決定の請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたときは申出額に相当する金銭を、再生裁判所による決定が確定したときは当該決定により定められた価額に相当する金銭を、裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。
- ⑤ 担保権者の有する担保権は金銭の納付があった時に消滅する。

問題4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 更生計画においては、1) 全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更 2) 更生会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人及び清算人 3) 共益債権の弁済 4) 債務の弁済資金の調達方法 5) 更生計画において予想された額を超える収益金の使途等に関する条項を定めなければならない。
- ② 更生担保権や更生債権についての更生計画の内容は、同一の種類を有する者の間では、それぞれ平等でなければならない。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権他同一の種類を有する者間に差を設けても衡平を害しない場合はこの限りでない。
- ③ 更生計画において、租税等の請求権につき、その権利に影響を及ぼす定めをするには、徴収の権限を有する者の同意を得なければならない。徴収の権限を有する者の意見を聴けば足りるケースはない。
- ④ 全部又は一部の更生債権者等又は株主の権利の変更に関する条項においては、原則として届出をした更生債権者等及び株主の権利のうち変更されるべき権利を明示し、かつ、変更後の権利の内容を定めなければならない。
- ⑤ 更生会社以外の者が更生会社の事業の更生のために債務を負担し、又は担保を提供するときは、更生計画において、その者を明示し、かつ、その債務又は担保権の内容を定めなければならない。更生会社の財産から担保を提供するときも同様である。

問題5)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① DIPファイナンスとは、米国において再建型倒産手続である連邦倒産法11章に入った企業に対する融資のことである。日本では、民事再生法等の法的手続および私的整理について用いられている。
- ② 会社更生手続におけるDIPファイナンスは、更生手続終了まで、共益債権として保護されることになるが、開始決定前の融資においても、全て共益債権と認められる。共益債権は更生手続によらないで随時弁済され、更生債権、更生担保権に先立って優先的に弁済される。
- ③ 2009年よりDIP型会社更生手続（経営者の退任を前提としない手続）が事例として見られるようになったが、これは会社更生法自体の改正によるものではなく、東京地裁の運用基準の改定として行われているものである。
- ④ 現在DIPファイナンスは政府系金融機関が中心となっはいるものの、民間金融機関との協調融資を行い、企業再生のためのDIPファイナンスの普及活動にも取り組んでいる。民間金融機関にとっても、政府系金融機関が介入することにより、信用リスクを軽減し、融資を行いやすくなるというメリットがある。日本政策投資銀行におけるDIPファイナンスは、再生手続もしくは更生手続の申立後または再生計画もしくは更生計画などが決まるまでの間における社会経済的に有用な事業の劣化・散逸を防止するために必要な運転資金（人件費、原材料費、在庫資金など）を対象としている。
- ⑤ 日本政策投資銀行におけるDIPファイナンスは、再生手続もしくは更生手続の申立後または再生計画もしくは更生計画などが決まるまでの間の他、再生計画、更生計画実施に必要な資金も対象となる。

問題6)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 破産手続とは、債務者（法人・個人を問わず）が経済的に破たんし、その負っている債権額のすべてを返済することが不可能な状態となった場合に、当該債務者の財産を換価し、それを各債権者が保有する債権の順位や金額に応じて、公平に分配する手続である。
- ② 破産手続は、裁判所が選任した破産管財人が、裁判所の監督の下、法律に従い手続を進めるので、非常に平等・公平といえる。法的倒産処理手続の中でもっとも利用件数が多い。
- ③ 破産管財人は通常法的知識が必要なことから弁護士が選任されるが、平成16年、個人情報保護法の施行に伴いその調査権限が制限される等の改正がなされた。
- ④ 特別清算とは、解散後、債権者と債務者が裁判所の監督の下、協議をしながら清算を進める手続であり、破産手続に比べ簡易かつ迅速に清算処理を進めることができる。
- ⑤ 破産申立があった場合、債権者は債権届出期間に自らの債権を届け出ないと配当を受けることができないが、届け出をしても配当がない場合もある。

問題7)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社からある事業を切り出す方法の代表的なものに事業譲渡ならびに会社分割がある。事業譲渡は「事業の売買」にあたるので対価は金銭の支払となることが多いが、会社分割は「会社の一部をほかの会社に承継させる」ことになるので、原則として対価は株式を使うことになる。
- ② 事業譲渡も会社分割も、すでに存在する事業を引き継ぐという面で共通しており、また引継ぐ事業の範囲を任意に決定できる点、その決定が株主総会の特別決議により行われる点も同様である。
- ③ 事業の譲渡はその会社の存立に重大な影響をもたらし、場合によっては当該会社の資産価値を毀損しその支払能力に懸念が生じるおそれもあることから、債権者の保護手続が必要となる。
- ④ 事業譲渡はその権利義務を取引先ごとに特別承継するが、会社分割は 包括承継することになる。よって、事業譲渡は偶発債務の承継を債務の範囲を特定することにより防止できるが、会社分割の場合は 防止することが困難である。
- ⑤ 事業譲渡と会社分割のどちらを選択するかは一長一短があり、各ステークホルダー対応や契約に関する費用、登記の費用などのコストや手間などを総合的に考えた上でどちらを活用するか判断する必要がある。

問題 8)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 会社分割とは、ある会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の会社に承継させる手続のことである。そして権利義務を承継する会社が既存の会社の場合は「吸収分割」、同会社を新設する場合は「新設分割」の手続により行う。
- ② 吸収分割の場合、承継会社は承継する事業の内容によりその資産内容が変化するため、全債権者に対して常に債権者保護手続が必要である。
- ③ 分割会社は、特定の事業を承継させても承継会社から対価を受領することになり、分割会社の純資産額には影響が無いことが原則であるため、会社法上債権者保護手続の対象となる債権者の範囲が限定されている。
- ④ 債権者保護がなされなかった分割会社の債権者は、会社分割がなされた後の対抗策として分割の対価として交付された承継会社株式への差押は可能である。
- ⑤ 脱法行為的になされた会社分割により債権者保護がなされなかった債権者は、会社法には救済条項はなく、民法上の詐害行為取消権を行使するより他はない。

問題9)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業リストラの一環として行われる手法の一つに、株式譲渡があげられる。中小企業について株式譲渡を検討する際には、譲渡制限の有無が重要な要素となる。すなわち、株式を譲り受けようとする側は取締役会もしくは株主総会に否決されれば株式の入手が不可能になるため、再建スキームに大きな影響が出る可能性があるためである。
- ② 譲渡制限が付されている会社の株式の場合には、会社に対して取締役会もしくは株主総会での譲渡についての承認を行うよう請求することができるが、これは譲渡側、譲受側のどちらからも可能である。
- ③ 上場会社に株式譲渡のスキームを使う場合には、金融商品取引市場を通じて株式を取得することについては、市場上での活動の自由が保証されている。そのため金融商品取引法上、TOBによる買い付けの場合を除いて株式の取得にあたり報告等は一切強制されていない。
- ④ 買収防止策の一環として、重要な自社の株式の譲渡について、ライセンス契約や代理店契約などの重要な契約に対してチェンジオブコントロール条項が付されている場合がある。株式の譲渡又は譲受に際し、事業や会社の根幹をなす前提が揺らぐような場合、実質的に株式の異動に制限を課すことになるためである。
- ⑤ 銀行業を営む会社は、原則他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得又は保有してはならないとされている。

問題10)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 募集株式の発行を行う場合の既存株主にとっての不利益には、支配比率の減少や株式の価値の減少などが挙げられる。
- ② 会社法では、株式譲渡自由の原則が定められている一方、オーナー企業が多い中小企業においては、株式に譲渡制限を付していることが多い。会社法上譲渡制限を付していない会社を公開会社という。
- ③ 募集株式の発行における払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合を有利発行というが、取締役は当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
- ④ 発行する株式に譲渡制限のある会社が募集株式を発行する場合、会社法において、株主総会の特別決議が必要である。
- ⑤ 発行する株式に譲渡制限のない会社は、会社法において、募集株式の発行は原則として取締役会の決議で募集事項を決定し、機動的な資金調達の便宜を優先させているが、有利発行の場合は株主総会の特殊決議が必要である。

問題 1 1)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 事業リストラの一環として行われるM&Aの過程で利用される手法として、株式交換と株式移転がある。株式交換の具体的な手法は、ある会社の株主が有していた株式を完全親会社になる会社がすべて取得し、対価として完全親会社になる会社の株式等を当該会社の株主に交付することで、2社間で100%親子関係を創設するものである。また株式移転の具体的な手法は、完全親会社となる会社を新規設立し、完全子会社となるある会社の株主が有している株式を新設会社がすべて取得し、対価として新設会社の株式を当該会社の株主に交付することで、完全親会社を新設する点で株式交換と異なる。
- ② 100%親子関係を創設する方法には、単に株式を取得する方法があるが、対価として現金等の資金を準備しなければならない点と、すべての株主と株式譲渡交渉を行い、合意を得る必要がある。その点、株式交換・株式移転については現金等の資金は必要なく、また株主総会の特別決議で実行できることから、全株主の同意までは必要ない。そのため事業再編が実行しやすくなる施策ともいえる。
- ③ 株式交換・株式移転については会社法上原則として株主総会の特別決議を必要とする。ただし、株式交換により完全子会社となる会社の株式を完全親会社となる会社が90%以上の議決権を有している場合には、原則完全子会社となる会社での株主総会の特別決議は不要となる。
- ④ 株式交換・株式移転については会社法上原則として株主総会の特別決議、債権者保護手続を必要とし、また反対する株主は会社に対して株式買取請求権を有する。ただし、会社更生法に基づく更生計画内及び民事再生法に基づく再生計画内で行われる場合には、特別決議及び保護手続は不要であり、また株式買取請求権もないと規定されているため、更生計画及び再生計画の成立により実行可能となる。
- ⑤ 株式交換及び株式移転を利用する際には、独占禁止法に抵触しないかどうかを検討する必要がある。株式交換及び株式移転において、完全親会社となる会社の属する企業結合集団の国内売上高が200億円を超える場合は、公正取引委員会への届出が必要となることがある。

問題 1 2)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 企業再建の初期段階で行われる手続として、法務デューデリジェンスがある。これは、対象企業あるいは事業について法的側面からの調査を行うことである。
- ② 企業では、実際はすべての活動において何らかの形で法律が関連しているといっても過言ではない。そのため、調査対象エリアは訴訟案件のような直接的な事項だけでなく、企業活動全般が該当しうることになる。
- ③ 法務デューデリジェンスの内容は、具体的には事業活動における法的リスクの調査、企業価値算定を行う上の法的事項に関連する増減要因の有無、事業再生スキーム立案に向けての障害事項についての調査などである。
- ④ デューデリジェンスは法務のみならず、ビジネスデューデリジェンス、会計・財務・税務デューデリジェンス、人事デューデリジェンスなどが同時進行で進められている。そのため、各デューデリジェンスの担当者間で情報を共有しあうことで、他のデューデリジェンスに有用な情報を与え、また自己のデューデリジェンスに見落としがないかを随時確認することが必要となる。
- ⑤ 企業再建においては、そもそも企業の事業活動継続自体が可能なかどうか、再生スキームの実行自体が可能なかどうかについて、法的側面のために全てが台無しになることも多く、企業再建手続全体を左右しかねない重要な調査項目である。そのため、法務デューデリジェンスについては調査期間は長ければ長いほど、また調査人数もかければかけるほど望ましい。

問題 1 3)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 不動産賃貸借やレンタルは、賃貸人がもともと保有している土地や建物、あるいは特定の商品を取引の対象としているが、ファイナンス・リースは、ユーザーが選択・決定した物件をリース会社がユーザー指定のサプライヤーから取得して、それを契約の対象とする。
- ② したがって、ファイナンス・リースの場合、取引全体としては、ユーザー、リース会社、サプライヤーの三者が関与することになる。ユーザーとリース会社とのリース契約、リース会社とサプライヤーとの売買契約は、別個の契約だが、リース物件の引渡し、瑕疵担保責任などに関する条項は密接に関係してくる。
- ③ ファイナンス・リースの場合、リース物件の代金は、リース開始時に、リース会社からサプライヤーに全額支払われ、リース会社は、リース期間中に、物件代金と取引に要した諸費用のおおむね全部をユーザーが支払うリース料で回収することを予定している。したがって、レンタル同様基本的にリース期間中の中途解約は禁止され、中途解約をする場合には、残期間のリース料またはそれに相当する違約金を一括で支払うよう、契約で定められている。
- ④ リース料には、物件価格、金利、固定資産税、保険料（動産総合保険等）、リース会社の管理費・利益が含まれ、これらの合計をリース期間の月数で割ったものが、毎月の支払リース料となる。
- ⑤ リース物件は、サプライヤーから直接ユーザーのもとに搬入され、ユーザーは物件の内容を検査し、物件に瑕疵（欠陥）がなければ「物件借受証」をリース会社に発行する。これによりリース会社からユーザーへのリース物件の引渡しが完了し、通常、物件借受証発行日がリース開始日となり、ユーザーはリース料を支払い、リース物件を使用することができる。

問題 1 4)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 経営者責任として損害賠償責任を負う法的根拠として、会社法では善管注意義務違反があげられる。すなわち取締役等は、任務懈怠を理由として会社に対して損害賠償責任が発生する。また株主等の第三者に対しては、取締役等に悪意重過失がある場合には、損害賠償責任を負う。
- ② 会社に対する取締役等の損害賠償責任について、取締役が自らその責任を履行しようとならない場合には、株主が会社に代わって取締役等に対して損害賠償請求を行う、株主代表訴訟が認められている。提訴は1株以上保有していれば可能だが、1年前より引き続き保有している必要がある。
- ③ 取締役の会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意がなければ免除はされない。
- ④ 役員の実任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判の制度において、民事再生法は、再生債務者等が申立を行わない場合には、再生債務者に代わって、再生債権者も保全処分や損害賠償請求権の査定の申立を行うことを可能として、役員に対する責任追及を実現できるように配慮している。
- ⑤ 会社の取締役などの役員が、会社に対して損害賠償責任を負っている場合には、更生管財人が、簡易・迅速にそれらの者に対する損害賠償責任の追及ができるようにするため、会社更生手続には、役員の実任に基づく損害賠償請求権についての役員の財産に対する保全処分と、役員の実任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判の制度が設けられている。

問題 15)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 労働協約により労働条件を変更することは経営権の行使の一環として使用者に認められている権利である。しかし、これまで労働者が得ていた権利を一方的に奪うような内容の労働条件の不利益変更は原則的に認められていない。
- ② 労働協約の効力が及ぶ者の範囲は、原則として当該労働協約の対象となる労働組合の組合員に限られるため、労働協約の効力が及ばない非組合員との関係については、就業規則の変更が必要となる。
- ③ 仕事場で常時使用される労働者の4分の3以上で組織される労働組合と労働協約が締結された場合には、組合員と同種の労働者について、当該労働協約の効力が及ぶものとされている。これを一般的拘束力という。労働協約による労働条件の変更の効力が、非組合員に及ばないこともある。
- ④ 既に発生している労働者の具体的な権利（弁済期の到来している未払い賃金など）を、事後に締結した労働協約によって遡及して適用することはできない。
- ⑤ 労働協約による労働条件の不利益変更の効力が否定されるのは、労働組合の目的を逸脱して締結された場合や、労働協約の締結手続に不備がある場合である。

問題 16)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 早期退職優遇制度と希望退職制度は、基本的にはどちらも定年前の従業員に対し、退職金の上積み等の優遇措置を行い、退職を希望する者を募る制度であるがいくつか違いがある。
- ② 早期退職優遇制度は、年齢構成を一定に保ち、組織の活性化を図ることを目的に一定の年齢に達した退職を希望する者に対し、退職金の上積みなどの優遇措置を講じ、定年前の早期退職を奨励する制度であり、人事リストラなどが必要な状況に対応するための一時的な制度である。
- ③ 早期退職優遇制度のその他の目的としては、退職する者の転職や独立の支援、退職給付の標準化、退職給付債務の償却を前倒しで行うことがあげられる。
- ④ 希望退職制度は、余剰人員の削減など、事業構造の再構築戦略の一環として賃金水準が高くなった中高年齢者の削減を行い、人件費コストの低減と従業員の年齢構成の改善を目的として期間限定で実施される制度である。
- ⑤ 早期退職優遇制度と希望退職制度は、ともに従業員が自由意思でその選択を行うものであり、強制することはできない。また、制度に応募しなかった従業員に対し、不利益な取扱いをすることはできず、また労働組合がある場合は、労働組合との十分な協議が必要である。

問題 17)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 労働者が未払賃金立替金制度における立替払を受けることができるのは、その使用者が1年以上事業活動を行っていたことおよび、倒産したという事実があることで、この倒産には破産や民事再生などの法律上の倒産にとどまらず、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合などの事実上の倒産も含まれる。
- ② 労働者が未払賃金立替金制度における立替払を受けることができるのは、当該労働者が、倒産についての裁判所への申立て等があった日又は労働基準監督署への認定申請が行われた日の6か月前の日から1年の間に退職した者であることが必要である。
- ③ 労働者は、未払賃金の額等について、法律上の倒産の場合には管財人等による証明を、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長による確認を受けたうえで、独立行政法人労働者健康福祉機構に立替払の請求を行うが、これは倒産手続開始の決定等がなされた日又は監督署長による認定日から2年以内に行う必要がある。
- ④ 立替払の対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち、未払となっているものであり、いわゆるボーナスは立替払の対象とはならない。
- ⑤ 立替払をする額は、未払賃金の額の8割であるが、ただし、退職時の年齢に応じて88万円～296万円の範囲で上限が設けられている。また、立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。

問題 18)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 金融検査マニュアルは、金融機関ごとに異なっていた自己査定基準を一本化し、債務者区分を明確にした。具体的には、貸出先を優良な融資先から順に「正常先」、「要注意先」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」に区分し、各金融機関はこれに従って、相応の償却・引当を行う。
- ② 要注意先とは、金利減免、棚上げを行っているなど、貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者のことをいう。
- ③ 破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者である。
- ④ 実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状況にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をさす。
- ⑤ 破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をさし、最も回収可能性の低い債務者区分であることから一度破綻先に分類されると債務者区分が変更されることはない。

問題 19)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月に中小企業金融公庫と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し設立された。
- ② 日本政策投資銀行は、平成20年に特殊法人から特殊会社へ移行したが、その結果民間からの資金の預入や民間企業からの借入が可能になった。
- ③ 日本政策投資銀行は、事業性がありながら過去の過剰債務により経営不振に陥っていたり、民事再生計画、会社更生計画の債務が残っており経営不振を払しょくできない会社の支援を行っている。
- ④ 日本政策投資銀行は、企業支援と債権保全の両立のため流動資産（集合動産・在庫担保、売掛債権等）を担保として活用するABLスキームに基づくファイナンスを行っている。
- ⑤ 日本政策投資銀行は、DIPファイナンスの他、EXITファイナンス、M&Aアドバイザーサービスの提供等も行っている。

問題 20)

以下の内容において、間違っているものを一つ選択してください。

- ① 中小企業再生支援協議会(以下「支援協」)は、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(いわゆる産活法)に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた商工会議所等の認定支援機関を受託機関として、同機関内に設置されていたが、平成25年12月に産活法が廃止され新たに産業競争力強化法が制定されたことから、支援協の設置根拠法が変更となった。
- ② 支援協では、事業再生に関する知識と経験とを有する専門家(金融機関出身者、公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士など)が統括責任者(プロジェクトマネージャー)および統括責任者補佐(サブマネージャー)として常駐している。
- ③ 支援協は、公正中立な第三者機関であり、中小企業者(債務者)の代理人でも金融機関(債権者)の代理人でもなく、また、ファンドやスポンサーの代理人でもない。したがって、支援協では、公正中立な第三者としての立場から、企業の事業面、財務面の詳細な調査分析(デューデリジェンス)を実施するものとされている。
- ④ 支援協のもとで策定する再生計画案においては、対象となる債務者が実質的に債務超過である場合は、再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から3年以内を目処に実質的な債務超過を解消する内容とするものとされている。ただし、企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しないとも定められている。
- ⑤ 支援協のもとで策定する再生計画案においては、再生計画の終了年度(原則として実質的な債務超過を解消する年度)における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる内容とするものとされている。ただし、企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える比率となる計画を排除しないとも定められている。